

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十二号)

改正案	現行
<p>(信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の八第二項第六号(同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第六号に掲げる事業を含む。)に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 信用協同組合 当該信用協同組合並びにその子会社(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。次号において同じ。))及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。次号において同じ。))による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの</p> <p>二 信用協同組合連合会 当該信用協同組合連合会並びにその子会社、子法人等及び関連法人等による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条</p>	<p>(信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号(同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第六号に掲げる事業を含む。)に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条</p>

(略)

2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

(略)

2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条第一項に規定する子会社をいう。)として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。